

特集

新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました

～食料・農業・農村 これからの10年～

我が国は、農業・農村においては、6次産業化や海外へ農林水産物・食品の輸出へのチャレンジ、若者を中心とした「田園回帰」といった新たな動きが広がっている一方で、農業就業者の高齢化や農地の荒廃、人口減少など大きな課題に直面しています。

こうした情勢の変化や、これまでの施策の評価と課題を踏まえた上で、本基本計画では、基本法に掲げる「食料の安定供給の確保」「多面的機能の発揮」「農業の持続的発展」及び「農村の振興」という4つの基本理念の実現を図つていくため、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として進めていくこととしています。

食料自給率の目標等		
	平成25年度	平成37年度
カロリーベース	39%	45%
生産額ベース	65%	73%
飼料自給率	26%	40%



我が国は、農業・農村においては、6次産業化や海外へ農林水産物・食品の輸出へのチャレンジ、若者を中心とした「田園回帰」といった新たな動きが広がっている一方で、農業就業者の高齢化や農地の荒廃、人口減少など大きな課題に直面しています。

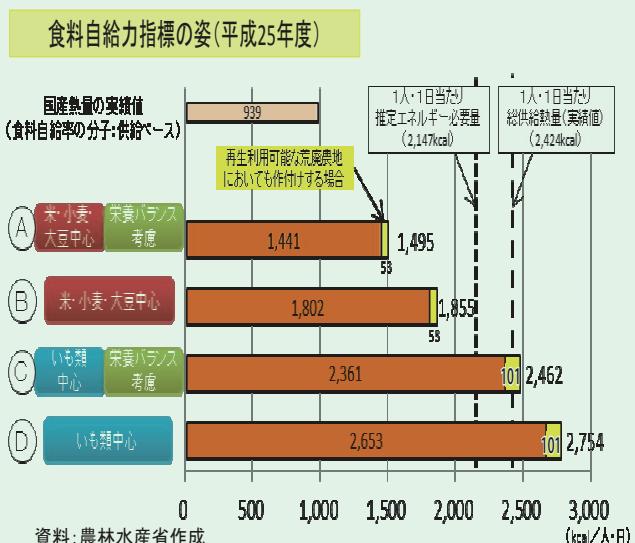
1. 基本的な方針

平成27年3月31日に農政の中長期ビジョンとなる、「新たな食料・農業・農村基本計画」(以下「基本計画」)が閣議決定されました。基本計画は、食料・農業・農村基本法(以下「基本法」)に基づき、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに見直しており、今回で4回目の策定となります。今回、新たな基本計画の主なポイントについてご紹介します。

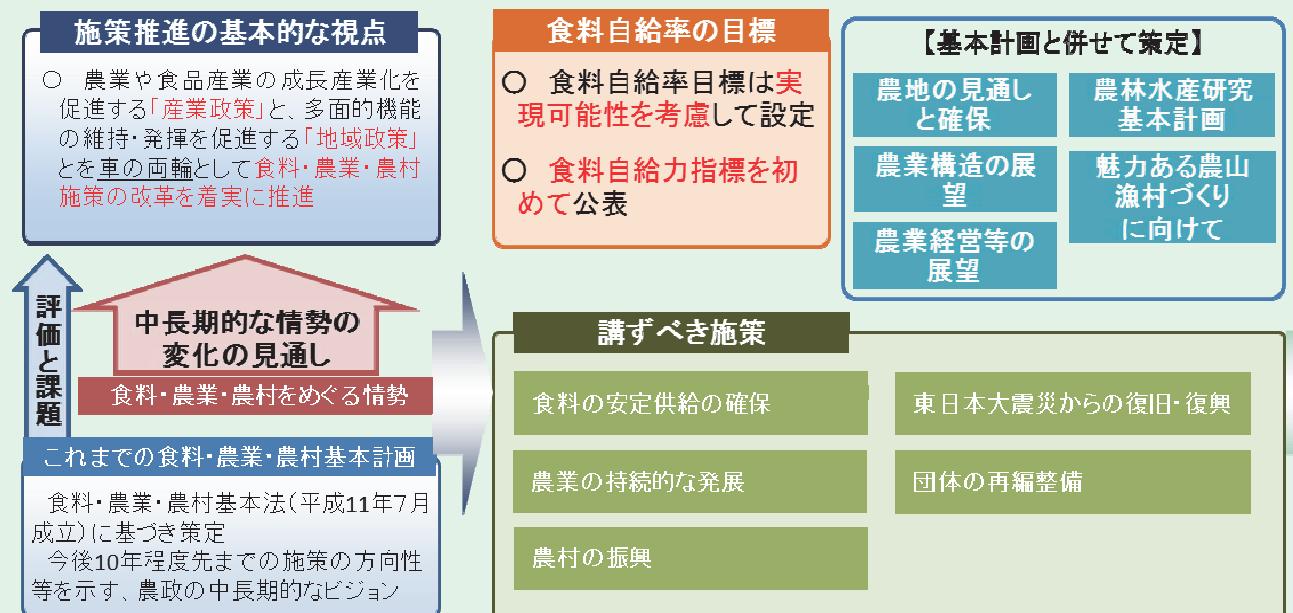
2. 食料自給率の目標

先進国の中でも低い我が国の「食料自給率」の目標については、計画期間内における実現可能性を重視し、10年後に供給熱量ベースでは現状39%から45%に、生産額ベースでは現状65%から73%に引き上げる目標を設定しています。

また、我が国の食料の潜在生産能力を評価する「食料自給力指標」を新たに設け、我が国の食料自給力の現状や過去からの動向についての認識を共有し、食料安全保障に関する国民的な議論を深めていくこととしています。



新たな食料・農業・農村基本計画の構成



資料:農林水産省作成

- 農村への移住・定住等の促進や鳥獣被害への対応
- 多面的機能支払制度等の着実な推進
- 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大
- 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化
- 経営所得安定対策の着実な推進
- 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保
- 農林水産物・食品の輸出促進

基本理念の実現に向けて、主に次の施策を講じていきます。

我が県における食料自給率は、供給熱量ベースで現状29%、生産額ベースで現状52%となつておらず、全国よりもともに低い水準となっています。

沖縄総合事務局では、県や市町村をはじめ関係機関等との連携を通じて、新たな基本計画の下で各般の施策を推進し、若者たちが希望持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現に向けて、全力で取り組んでいきます。

(基本計画の詳細については、農林水産省のホームページをご覧下さい。)
http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html



3. 講すべき施策

4. 沖縄における今後の取組

沖縄ブロック説明会を開催しました！

農林水産省と沖縄総合事務局では、平成27年5月18日に、本基本計画に関する沖縄ブロック説明会を開催しました。当日は県内から地方自治体、農業者、消費者、食品産業関係者等、約110名の方が参加し、活発な質疑応答が行われました。

また、6月上旬には、よりきめ細かく地域別(北部地域、中・南部地域、宮古地域、八重山地域)の説明会を県とともに開催しました。

